

第 3 章 公 園

(設置基準)

第 40 設置計画においては、住民の利用の便（緑道、歩道、学校、住区センター等との関連）と景観が十分生かされるとともに、災害防止及び避難活動にも適するよう計画するものとする。

2 公園は、低湿地・高圧線下・その他利用に障害及び危険となる土地や地役権等の私権が設定されている土地は、避けるものとする。

3 公園の外周は、原則として民地に接しないものとする。

(形 状)

第 41 公園は、原則として平坦にして、最短辺が最長辺の 3 分の 1 以上の矩形又はこれに近い形で、園路・広場・遊戯施設・植栽等の公園施設が有効に配置できる形状とする。

(造 成)

第 42 良好な表土は、一時保存し造成に活用するものとする。

2 造成地内に公園の景観、利用形態の観点から有効な植生等良好な現況（ただし、防災的に危険な法面等は除く。）が存する場合は、造成計画にそれを効果的に取り込むものとする。

3 公園造成における擁壁の高さは、原則として 4 メートルを限度とするものとする。

4 公園造成における法面勾配は、原則として 2 割より緩くするものとし、その形成においては、防災的配慮と全体的景観及び利用の考慮をもとに、法面形態を決定するものとする。

5 公園造成予定地が、ガラ・ゴミ混入の著しい廃土で形成されている場合又は軟弱地盤の場合は、良質土と入替えて造成するものとする。

6 公園内の排水は原則として開渠排水とし、流出量・排水効果及び表土の流出防止等を勘案して、適切な造成措置及び排水施設を設けるものとする。

(施 設)

第 43 公園施設は、それぞれの機能が十分に発揮されるように配置するものとし、原則として遊戯施設や休息コーナーは広場と分離して設けるものとする。

2 公園内の緑化面積は、街区公園及び運動公園にあつては公園面積の 30%以上、その他の種別の公園では 50%以上を標準とし、緑豊かで自然に親しみやすい環境の確保及び防犯面からの見通しの確保に配慮して計画するものとする。また、植栽量は、緑化面積 10 平方メートル当り高木（高さ 3.0 メートル以上）1 本以上、低木（高さ 0.3 メートル以上 1.0 メートル未満）50 株以上の密度とし、高木：中木：低木＝1：3：15 及び低木：地被植物（草本性植物は除く）＝1：5（本数換算）の植替えを可能とする。

- 3 植栽に際しては、良質土（表土を含む。）の客土及び適量の土壌改良剤を使用するものとする。
- 4 植栽する樹種及び樹木の大きさの選択に際しては、地域の植生を考慮するとともに、公園形態および周辺の環境等十分考慮して行なうものとする。
- 5 公園の利用に際し、危険を伴う箇所については、柵その他の必要な施設を設けるものとする。
- 6 公園の出入口は、原則として、すべて公道に接して2箇所以上設置するものとする。なお、そのうち1箇所は、管理用の車の通行可能な出入口を設けるものとする。
- 7 園路及び広場は、利用形態を考慮して、整地や舗装の措置を十分講ずるものとする。
- 8 公園区域は、構造物をもって明示するとともに、必ず境界石又は境界プレートを設置するものとする。
- 9 公園施設は、表3-1を標準として設置するものとする。

表 3 - 1 公園の施設

公園の種類	施設設置例
街区公園	園路・広場、植栽、ベンチ、休憩所、ブランコ、スベリ台、砂場、鉄棒、複数の遊具を組み合わせた総合遊具、水飲場、園門、柵、防球フェンス（運動広場のある場合）、照明灯、散水栓、車止め、その他必要な施設
近隣公園・ 地区公園	街区公園に設ける施設以外に、運動施設、修景施設等、その他必要な施設

- 10 公園施設の計画に際しては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、すべての利用者にとって安全で快適な公園となるよう十分考慮するものとする。なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき定められた「都市公園移動等円滑化基準」に従うものとする。
- 11 公園施設の種類・数量・配置及び構造等については、上記項目及び「神戸市公園施設設計設置基準」及び「神戸市公園施設標準図集」に基づいて設計するものとし、施工に関する一般的事項については「土木請負工事必携」に準拠するものとする。

第 44 (削除)

第 45 (削除)

第 46 (削除)

第 47 (削除)